

昭和43年6月25日
長崎県警察本部訓令第10号
最終改正 平成10年3月9日

長崎県警察の交通反則通告制度の実施に関する訓令

(概要)

この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9章の規定に基づく交通反則通告制度の実施に関し、必要な事項を定めることを目的としており、次に掲げるような事項を定めている。

所掌事務

副通告官等

通告事務の専決

公印

交通反則事件処理要領